

昭和二十五年十二月八日受領
答弁第一一九号

(質問の 一一九)

内閣衆質第一一九号

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員梨木作次郎君提出横浜地方検察庁の不正事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員梨木作次郎君提出横浜地方検察庁の不正事件に関する質問に対する答弁書

横浜地方検察庁において、同庁検察事務官肥田諄が罰金として徴収した収入印紙を他に貸付けた被疑事件について目下捜査を進めており、近くその詳細が判明すると思う。この種の事件に対しては嚴重な方針で臨むことはもちろんであり、鋭意綱紀の肅正を図っている。

右答弁する。